

掛川市告示第36号

掛川市生きがい活動支援等事業実施要綱（平成17年掛川市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

掛川市長 松井三郎

第28条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) おやつ代

ア 合併前の掛川市の区域に所在する施設 200円

イ 合併前の大須賀町の区域に所在する施設 100円

別表第2中

| | |
|--------------|--|
| 生活管理指導短期宿泊事業 | 社会福祉法人和松会 社会福祉法人掛川社会福祉事業会 社会福祉法人天竜厚生会 小笠老人ホーム施設組合 |
| 配食サービス事業 | 社団法人掛川市シルバー人材センター 社会福祉法人大東福祉会 株式会社シニアライフクリエイト |

を

| | |
|--------------|--|
| 生活管理指導短期宿泊事業 | 社会福祉法人掛川社会福祉事業会 社会福祉法人天竜厚生会 小笠老人ホーム施設組合 |
| 配食サービス事業 | 公益社団法人掛川市シルバー人材センター 大浜給食協同組合 株式会社シニアライフクリエイト |

に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。